

第30回柏市農業委員会総会議事録

1 平成29年11月10日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

1番	鈴木房夫	2番	伊原清
3番	秋谷幸男	4番	林伸司
5番	欠員	6番	浜島照雄
7番	鈴木勲	8番	染谷茂幸
10番	欠員	11番	欠員
12番	程田平	13番	渡部和子
14番	酒巻寿雄	15番	岡田英夫
16番	飯塚恒男	17番	相模農夫男
18番	染谷茂	19番	飯野文夫
20番	坂巻洋行	21番	遠藤秀生
22番	成嶋君美	23番	金子守孝
24番	谷田貝和代	25番	村越等
26番	山野辺守	27番	中台実
28番	増田直晴	29番	秋谷昌治

26名中25名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

9番 西川圭二

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 高橋一寛

副参事 寺嶋浩

副主幹 早崎秀隆

副主幹 堀江潔

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可
について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その4）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について（※軽微な場合）

（午後2時00分開議）

議長 それでは、本日はお忙しいところをご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより第30回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していますことをご報告申し上げます。

これより自席で着席させていただき、進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

浜島照雄委員・鈴木房夫委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第１調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，中台委員長，よろしく願いをいたします。

中台委員長 わかりました。

農地第１調査会は，去る１１月１日・２日，平成２９年度第７回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第３条５件，農地法第５条２件，非農地証明１件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件については，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成２９年７月に開催された第２６回総会の議案第１号から第２号の６件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第３条要件である競売案件については，所有権移転の手続が最近終了したため，まだ耕作されていない状態でした。また，農地法第５条１番の高柳の資材置き場，２番の藤ヶ谷の駐車場については未着工でした。これらの件については，引き続きパトロールを行うことといたします。

その他は特に問題ありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

議案第 1 号，2 番と 3 番につきましては，遠藤委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

(遠藤秀生委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

2 番，3 番について，調査結果の報告を中台委員長，よろしく願いいたします。

中台委員長 それでは、2 番から 3 番についてご報告いたします。

調査会資料は 4 ページからになります。

本件は、逆井在住の譲受人の方が、新たに農地を借りて新規就農するため、2 番と 3 番の譲渡人の方々は、新規就農者支援のため、賃借権及び使用貸借権設定の許可申請で、賃借期間は 3 年、使用貸借期間は 5 年です。

申請地は、弁天下と藤心の畑 2 筆，面積 1 万 4 7 m²です。

譲受人は、平成 26 年から農家で研修をし、技術や経営を学び、新規就農の準備をしているところです。

農業経営の実施計画は、里芋，ネギの栽培を妻と 2 人で行い，4 年後には耕作面積も 1 万 2，000 m²にふやしたいという計画です。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第 1 調査会としては許可相当と判断しました。

また、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局、補足説明がございましたら。

事務局 別冊で右上に調査会資料別紙と書かれたものがございますので、そちらをごらんいただきながら説明をしたいと思います。

それでは、新規就農者の農業経営実施計画書等でございます。

まず、1ページでございます。お開きいただきまして、経歴書でございます申請者は43歳の男性です。平成26年から農家で研修をし、就農の準備をしております。

なお、現在も平成19年から勤めている会社に籍を置いております。

次に、2ページ、右側でございます。2ページをごらんください。

こちら営農計画書となっております。こちらの番号5番になりますが、こちらのほうで倉庫につきましては、今回の譲渡人、それぞれの方からお借りするというふうに記載がございます。

あと、その他の項目につきましては、次の3ページ以降でございます。農業経営実施計画書のほうは細かい内容になってございますので、そちらでご説明をいたします。

それでは、3ページをお開きください。

農業経営実施計画書でございます。まず3ページの内容でございますが、目標とする営農類型は露地野菜で、里芋、ネギを弁天下と藤心の畑、約1町10反で行う計画で、徐々に生産量、面積も増やしたいということでございます。

次に、右側4ページでございます。

機械、施設と労働力についてです。この方は、軽トラック1台を所有してございます。その他のトラクター管理機、動力噴霧器等につきましては、譲渡人の親族の方からお借りする予定となっております。労働力につきましては、本人のほか、妻に手伝ってもらおう計画になってございます。

それでは次に、5ページをお開きください。

5ページは、作物ごとの栽培計画になってございます。

また、右側6ページでございますが、年間の収支計画になってございます。収支につきましては、約282万円の売り上げに対して128万円の経費を計上しております。販売先は大田市場、農協、直売所を考えているということでございます。

続きまして最後に、7ページをごらんください。

栽培方法は、有機性農薬で集落活動に参加するという確約書が別途提出されております。

説明は以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

2番と3番について何か質問ございませんか。

染谷委員。

染谷（茂）委員 現在前勤めていた会社に籍があるということですが、れども、まだやめていない、兼業で続けるということですか。

中台委員長 今のところは平成19年9月に、これは父親の方の経営している会社らしいんです。そこで一応名目上は役員みたいな形で籍を置いているということで、その中でこの新しく新規に就農したいということで希望を、遠藤委員さんのところで研修しているような形みたいですよ。

染谷（茂）委員 はい、わかりました。

議長 ほかに。

渡部委員。

渡部委員 場所がすごく離れていますよね。弁天下と藤心と。これは作付予定が里芋とネギですけども、これは例えば弁天下のほうがネギで藤心が里芋とか、すごく遠くてやりにくくないかなと思ったのと、それぞれ作物については、作付するものについては、その場所を変え

るという形なんですか。

中台委員長 恐らく場所が離れていますんで、倉庫もここに営農計画書の中にありますように、貸主の倉庫を借りるような形で、それぞれ作業場を確保してあるみたいですよ。

それで、離れているから、作付はネギ、里芋ということになっていきますけれども、これについては、条件に合ったところで、弁天下の畑については力があるからネギにするとか、場合によっちゃ里芋にするか、それは個々の判断だと思います。

渡部委員 里芋とネギを選んだというのは、何か理由があるんですかね。

中台委員長 いろんな面で作業能力とかありますからね。その辺が奥さんと2人でやるという形の場合には、とりあえず里芋とネギということなんだと思います。

渡部委員 この計画を見ますと、例えば経費のところ、里芋って、苗ですか、それで●●万、肥料が●●万、農薬が●●万で、里芋って物すごく経費がかかって、だけど、売り上げが●●万●●円で、経費のほうが売り上げより多いんですよ。ネギのほうは、経費のほうが少ないけれども、経費のほう売り上げよりも多いやつをどうして選ぶのかなというのが、ちょっと……

議長 最初の種芋が高いんで、次年度からはその種芋というのは、そこから分かれたもの、1個から里芋であれば5個だったり8個だったりとれますから、それで種を確保できるんで、最初のときだけ、その種代が高いのかなと。

中台委員長 初年度は大分投資しないと。あと翌年になればね、自分で確保して、それを今度は翌年にそれを種にしてやると。

議長 面積が面積だからかなりきつと初年度はね、種代はかかると思

います。

渡部委員 その販売，売り上げとこの経費を比較したときに，経費がやっぱりすごくかかって，この売上金でやっていくのって本当に大変だろうなって，ちょっと思ったんですね。それで，国のほうの補助は受けるんでしょうか。

議長 事務局，どうなってますか。

事務局 経営を開始してから5年間，そういった制度がございますけれども，そちらのほうは支給対象になりそうだということを農政課から聞いておりますので，一応農政課との相談を今後していき，それに申し込むかどうかという話をするということで聞いておりまして，まだ本人は詳しい話はそこまで聞いていないようです。

渡部委員 お金があるのとないのとで，新規就農者の人って違うから，そういうのって当然調べて，いろんな制度があるということを知って計画するんじゃないかなと。そういう話があったときには，やっぱり事務局のほうも，市役所のほうも，こういう制度がありますということ話をするんじゃないかなと思ったんですね。

それと柏市独自の新規就農者の支援の60万の補助なんですけれども，農業資材に係る経費の補助金というのも，やっぱり積極的に使われたほうがいいんじゃないかなと思って。遠藤さんのほうの好意でいろいろお借りするとなっているけれども，本当だったらそういう補助を利用して，自分でそろえて使われた方が，これはずっと借りているのかしら，それとも最初だけなのかな。その60万の補助については，対象になるなら，受けたほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったもので。

議長 それはどうなの，対象なの。

事務局 把握してませんが，農政課の補助ですか。

渡部委員 そうそう，新規就農者支援事業の年額60万を限度にした農業資材に係る補助です。

事務局 それは，新規就農のケースというのは，例えばまるきりやっていない状態から相談に来られるということになりますと，いろんな制度の相談もその中で入ってくると思うんですけども，今回の方につきましては，既に研修をずっとしてきて，もう一人でいいんじゃないかという話を研修されている方から聞いて，一種の独立，それで初めて独立してやるというようなことで，その段階になって初めてちょっと話が来たような形でございましたので，農政課のほうも多分知ったのが最近だと思いますので，そういった細かい話が最初からそういった人と比べるとされていないのかなと思います。

ちょっとすみません，そちらの農政課のほうでの今言われた60万のお金をちょっと受給云々については，こちらでは確認はとっておりますので。

渡部委員 わかりました。

中台委員長 ただ，物すごく申請人は本当に農業をやりたいという感じでね，一生懸命な態度っていうかね，そんなような気持ちが伝わってきました。だから，せっかくやりたいという人に対しては，やっぱりそれなりの解釈の仕方で応援してあげたいなという気持ちになりましたけれども。

議長 そう，ずっと前から手伝っていたようだからね。

議長 程田委員。

程田委員 100aを耕作するのに2人で，里芋とネギとなっているんだけども。

議長 だから，それは1町の作付を全部やるのは難しいかもしれないな。

中台委員長 里芋とかネギは，里芋なんか3反，4反やっても結構面積があれしてもね。

議長 手がかかかんないからな。

中台委員長 手はかかかんないからね。例えば葉物なんかの場合は，1町，2町やったら大変なことになっちゃうけど。

程田委員 ネギなんか5．5反でしょう。出荷期間が……

議長 ネギもいろいろな品種があるんで，どういうふうにつくるのか。だから，奥さんと2人でやる面積は大体1反ぐらいだよと思ったら，それをナツネギ，シュウトウ，ボウズシラズというように分けてね，1反ずつでそういう3段階とかにしないと，5反やったら絶対厳しいよと説明しておきました。

中台委員長 ネギは1年中，夏場の一時期だけ除けば，1年中出せますから。

程田委員 それとこの有機農薬って，これは販売になってもメリットがあるのか，これは。有機，本来の有機というのは違うと思うんだよね。

議長 だからそれがどれだけメリットがあるか，だから直売所とかなんかは有機栽培だよとかとポップを描いてね，出せば，多少のメリットはあると思うけれどもね。基本的には大きな市場は，規格品しか扱わないと思うけど。そういうものを買う仲買も中にはいるのかもね。

秋谷（幸）委員 面積的にも負担は多いんだろうけれども，人間だからやる気があれば何らかの結果は出ると思うんで。

議長 そうだと思う。

秋谷（幸）委員 土質によってね，メリットある作物もある。

中台委員長 藤心の畑と弁天下の畑ではまるきし違うしね。

議長 そうです，全然違う。

中台委員長 だから，向こうの高台の赤土のところであれば，要するに夏場のネギをつくるとかね，いろんな形で，それとか里芋の種とかあいうのをとるには，そういうところがいいんじゃないかなと思うけれども，やっぱり品種によって，作物によってやっぱり作付なんかも1カ所ばかりじゃなくて，こういう2カ所も畑が違うようなところがあれば，いろんな面でプラスになると思う。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声のございましたので，2番と3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

遠藤委員の除斥を解除いたします。

（遠藤秀生委員入場）

議長 次に，1番について審議に入ります。

1番について調査結果報告を中台委員長，お願いいたします。

中台委員長 農地法第3条，それでは，1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、大青田在住の農家の方が、持ち分2分の1を後継者に贈与するための所有権移転の許可申請であります。

申請地は、大青田の田1筆1,933㎡で、水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、4人で従事し、耕作面積は116aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

議長 飯野委員。

飯野委員 これはどういうものを作付、耕作していますか。

中台委員長 田んぼのほうは贈与ですけれども、これについては水稻ですよね。畑のほうは、やはり旦那さんは公務員をやっていて、奥さんが教員らしいんです、学校の先生らしいんですけれども、もう59歳だからじき退職するんだらうけれども、畑のほうについては結構面積がありますよね。これについてはおばあちゃんがやっていて、食べる分くらいの野菜を作っているらしいですよ。特に直売所へ売るとか、そういうことじゃないらしいです。

飯野委員 なぜ質問したかは、4人で農業しているということだったので、どういうものをつくっているのかなと思ったんですけれども。

中台委員長 ええ、一応おばあちゃんが高齢ということで贈与ということではありますが、それはおばあちゃんも含めてでしょうけれども、

あと子どもさんと奥さんと，一応公務員の方ですから，土日休みであれば，それを手伝うような形ですか。エダマメとかホウレンソウとか里芋とかというふうに出ています。

飯野委員 水田だから，大丈夫ですね。

中台委員長 ええ，この贈与については水田ですの。

議長 ほかに。

林委員。

林委員 2分の1ということでございまして，もう一つの2分の1というのは，もう既にご主人さんのものになっていらっしゃるということですか。

議長 ええ。

中台委員長 もう先にやっちゃったんです。旦那さんのほうに。旦那さんのほうにもう2分の1やってあって，公務員の61歳の旦那さんのほうに行っています。

議長 それで，今回奥さんのほうに2分の1を。

中台委員長 そうです，そうです。

議長 ほかに質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番と5番は関連性がありますので，一括して調査結果の報告を，中台委員長，お願いいたします。

中台委員長 それでは、4番から5番についてご報告いたします。

調査会資料は8ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人の方が、自宅近くで耕作しやすいため、大井在住の譲渡人の方々は、譲受人の要望に応えるため、使用貸借権設定の許可申請で、期間は5年です。

申請地は、大井の畑2筆2,903㎡で、ネギ、トウモロコシを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、4人で従事し、耕作面積は31aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

4番と5番について、何か質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 この譲渡人と譲受人は親戚関係ですか？

議長 事務局。

事務局 細かい詳しい話まではお聞きしていませんけれども、この3人は親戚関係にあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。何となく素朴になんですけれども、●●さんの年齢が●●歳で、●●さんと●●さんは●●歳代で、まだお若いんだけど、

この●●さんのほうが農業経営を一生懸命やっていて、拡張したい。ただ年齢的には●●歳で、まだまだ●●歳でも若くて農業をやっている方はもちろんいるけれども、何か若い人が譲って結構年配の人が農業経営を拡張したい。譲り受けるというのが、何となく逆のような、ちょっとイメージを持ったもので、問題ないんだと思うんですけども、何か親戚関係とかな、そういうので土地の貸し借りというのがあるところもあつたんですけども。

中台委員長 貸借だから……

議長 調査会の面接にご本人来られましたけど、なんか元気そうな人で、まだなんかやる気満々みたいな感じを受けましたので。

中台委員長 今直接直売のほうにいろいろなところに出しているみたいですよ。●●とか●●とか、そういうところで今現在もタマネギとかいろいろつくっていて、ほかにだからふやしていろいろやってみたいということでもあります。

●●さんのほうにも後継者で、●●何歳、会社員の方がいますけれども、そういうような形で、全然手伝わないわけじゃないと思いますので、その辺は世帯主であるし、代表であるし、出てきましたのでね。主体でやっているんでしょうけれども、おばあちゃんと2人で一生懸命日数的にも●●日もやっているということですので、面積的に2人でやる分には、まだまだ規模拡大しても大丈夫じゃないですかね。いろんな野菜をつくると。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、4番と5番を承認いたします。

議案第1号、1番及び4番と5番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を中台委員長、お願いいたします。

中台委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は12ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、南増尾の畑1筆419㎡です。住宅や事業用施設が連檐している区域であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、中古車販売業を営む法人で、新たにレンタカー事業を始めるに当たり、既存の車両置き場をレンタカー用として使用するため、販売用の車両置き場を新たに整備する計画に至ったものであります。

申請地は、透水性アスファルトで舗装し、車両置き場として18台分を整備します。

被害防除対策につきましては、隣接に農地がなく、雨水は自然浸透とします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

村越委員 敷地いっぱい車を並べちゃっているみたいなんですけれども、お客さんの車がもし来たときにはどう……

中台委員長 ここは置き場、車両置き場。

村越委員 お客さんは来ないということですか。

議長 別のところであって、ここはプールするところで、そうなんです。

村越委員 ああ、プールするところか、お客さんが来るわけじゃないですか。

中台委員長 だから、目いっぱいとめて、停めてということはないですけれども、停められるということです。

村越委員 ここで展示するわけじゃなくて。

中台委員長 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

渡部委員 じゃ、1点だけ。出入りについて、病院と共有利用で協議済みということは、県道に面しているけれども、県道側は要するに出入りに使わないで、これは恐らく販売用という新車3ナンバーで大

きい車を置くのかなと思うから、やっぱり何か囲って出入りについては県道側を使わずに、脇の病院の用地を使うということで供用利用で協議済みというふうになっているのでしょうか。

中台委員長 道路に面した表の、防犯的にどうだということを質問したんです。そうしたら要するに片方はスタンド、片方は既存の壁があるから、ただ北側というか、病院の入り口とこっちのほうは全然何もないということであって、トラロープぐらいでやるぐらいな感じです。周りが明るいし、それだからそんな程度で済むのかななんて。

今までのところが病院の入り口ずっとですよ、ここで今までのところに結構いろんな、あいていたもんで、病院の車が入ったりなんかしていたんです。病院に来る患者さんの、患者っていうかな、そういう人たちの車が入ったりなんかして、今度は、新しく舗装して、こういうわけで借りるということになっていますので、間違えてあれしないように、ここに立て看板かなんかやってもらわなくちゃいけないなということは話しました。だから、病院とのこっちは別にトラロープで……

事務局 すみません、ただいまのご質問なんですけれども、確かにおっしゃるとおりこの通用口だけをつくって県道側については切り下げはしません。

以上です。

議長 それでよろしいですか。

渡部委員 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声のございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。2番について調査結果の報告を中台委員長、

お願いいたします。

中台委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は16ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑1筆404㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在、妻と子2人の計4人で妻の実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家の隣接地である祖父の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積119.24㎡、延べ床面積151.12㎡で、駐車スペースを1台分設けます。

被害防除対策については、雨水は建物の周辺に雨水浸透枳を設置し、オーバーフロー分を前面道路の側溝へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、前面道路側溝へ放流します。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。2番について何か質問はございましたか。

議長 鈴木さん。

鈴木（勲）委員 この藤ヶ谷新田という地域ですが，今回の申請書地の近くに小学校がありますので，これは児童生徒の通学路になっているのかどうかという確認できませんが，多く通るところであります。また，この中学校の学区がこの先にありまして，またここもまた生徒が自転車の通学路になっているということでもあります。また道路幅も余り広いところではありません。また住宅が近くに点在しています。これは地域の生活道路にもなっていますので，工事の施工に当たっては交通の安全に十分注意してやってもらいたいと思います。

中台委員長 それは話しました。通学路になっているから。

鈴木（勲）委員 ありがとうございます。
以上です。

議長 それと，入り口のところに排水ポンプの機器の柱があるんだよな。あれはだから役所の何だっけ，事務局。

事務局 雨水排水対策室です。

議長 雨水排水対策室か。そこに行ってあれを車の出入りでちょっと死角になる場合もあるんで，もしあれだったら移動してもらおうようにというようなことは言ってあります。

ほかに質問，ございませんか。

秋谷（幸）委員 この宅地になる場所なんですけれども，市道に対して高さは同じ高さぐらいの……

中台委員長 幾分高い。
道路のほうがちょっと低いと思います。だからここに強制排水するよなをつくってあるけれども，一番低いところらしいんです。

秋谷（幸）委員 そうなんですか。

議長 だから、沼南町時代に排水ポンプをそこへ設置したみたいですよ。

中台委員長 道路の一番低いところですよ。畑のほうがちょっと高いんですよ。そんなに極端じゃないですけども。

議長 道路が低いんだよな。

中台委員長 ええ、道路がすごいみんな……

秋谷（幸）委員 じゃ、側溝に流れちゃうかな。

中台委員長 流れちゃう。

議長 そうそう。それを強制排水している。

秋谷（幸）委員 わかりました。

議長 質問ございませんか。

（「はい」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の

送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を中台委員長、お願いいたします。

中台委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は20ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記をするための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請であります。

申請地は花野井の畑1筆852㎡で現況は宅地であります。

申請者は、平成29年1月に相続により所有権を取得しましたが、平成元年ごろから宅地として利用されていたということです。

平成9年1月撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として利用されていると判断できます。また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分も受けておりません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。1番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その4）」を議題といたします。

議案説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第4号（その1）につきましては、村越委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(村越 等委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第1番は、手賀在住の農業者が、手賀の田1筆、面積449㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議案第4号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

村越委員の除斥を解除いたします。

(村越 等委員入場)

議長 次に、議案第4号(その2)の審議に入ります。

議案第4号(その2)につきましては、染谷茂委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(染谷 茂委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第1番は、船戸在住の農業者が上利根の畑4筆、田1筆、合計面積4,178㎡の所有権を移転するものです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か、質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、承認をいたします。

議案第4号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂委員の除斥を解除いたします。

(染谷 茂委員入場)

議長 次に、議案第4号(その3)の審議に入ります。

議案第4号(その3)につきましては、秋谷昌治委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(秋谷昌治委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第3番、第4番は、布瀬在住の農業者が布瀬の田3筆、布瀬新田の田12筆、合計面積1万8,758㎡の所有権を移転するものです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議案第4号(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

秋谷昌治委員の除斥を解除いたします。

(秋谷昌治委員入場)

議長 次に、議案第4号(その4)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第2番、第3番は、花野井在住の農業者が、新利根の田4筆、合計面積1万1,122㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第4番は、布施在住の農業者が、弁天下の畑2筆、合計面積3,600㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第5番、第6番は、花野井在住の農業者が、弁天下の畑1筆、船戸山高野の畑1筆、合計面積4,296㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第7番は、花野井在住の農業者が、布施の畑1筆、面積2,417㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第8番は、手賀在住の農業者が、手賀新田の田1筆、面積490㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第9番は、手賀在住の農業者が、手賀の田2筆、合計面積3,437㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第10番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施在住の農業者で、弁天下の田2筆、合計面積6,058㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第11番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施在住の農業者で、弁天下の田1筆、面積1,317㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第12番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施在住の農業者で、弁天下の田3筆、合計面積8,343㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第13番から第16番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施在住の農業者で、弁天下の田5筆、布施下の田1筆、合計面積1万3,917㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

次のページです。

所有権移転、第2番は、大室在住の農業者が新利根の田1筆、面積2,045㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

林委員。

林委員 質問というわけではないんですけれども、9番の件なんですけれども、計画番号9番、こちらの9番、これ賃貸料が米●●キログラム／●●aということで、これは半端のような形で、私も特に問題があるわけじゃないんですけれども、これはどういう。普通通常並べることかなと思いつつながら、ちょっとこちらの数値について念のため確認したいと思います。

議長 農政課。

農政課 只今のご質問にお答えをいたします。

こちらの面積に対して合計●●キロになるように、●俵になるように面積だけで割った結果●●a当たり●●キログラムということになっております。よろしく申し上げます。

林委員 はい。

議長 なるほど、わかりました。

次に質問はございませんか。

染谷（茂）委員 1点よろしいですか。

これはミスだと思うんですけれども、この議案第4号（その4）の計画番号7番、これは●●さんの経営面積が上の●●さんと一緒になっているんですね。1万4,747㎡ということなんですけれども、その辺ちょっと。

議長 農政課。

農政課 ちょっと今すぐ確認できるので、お待ちください。

議長 農政課。

農政課 今、染谷委員おっしゃられたとおりでございます。申し訳ございませんでした。

●●さんの経営面積が、上の●●さんと同じ数字になっておりましたが、正確には1万4,055㎡となっています。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第4号(その4)を採決いたします。

本案を原案どおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思いません。

12月の予定を申し上げます。

11月30日(木)、12月1日(金)が調査会で、11月30日は午前9時から、12月1日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第1調査会です。

8日(金)が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第30回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時55分閉会)